

## 東京都北区小規模給水施設の衛生管理指導要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は小規模給水施設の衛生管理に必要な事項及び汚染事故発生時における措置を定めることにより、清浄な飲料水を確保し、もって区民の健康づくりの向上を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 小規模給水施設の衛生管理は、管理者が自ら責任をもって行うべきものであり、保健所長は、この要綱の目的達成のため、管理者の協力のもとに指導を行うものとする。

### (定 義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 小規模給水施設（以下「給水施設」という。）とは、貯水槽を有する水道施設のうち、「水道法」（昭和32年法律第177号）又は「特定建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）の適用を受けないものをいう。
- (2) 管理者とは、給水施設の所有権を有する者又は管理権原を有する者をいう。
- (3) 貯水槽とは、受水槽、高置水槽又は圧力水槽をいう。

### (責 務)

第4条 管理者は、給水施設の衛生管理を自主的に行うとともに、この要綱に基づいて行われる保健所長の指導に協力するものとする。

- 2 保健所長は、この要綱の適正な運用に努めなければならない。
- 3 健康福祉部長は、保健所長がこの要綱に基づいて、その業務を円滑に遂行できるよう必要な措置を講じなければならない。

### (平常時の措置)

第5条 管理者は、給水施設について次の各号の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 給水施設を設置し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を保健所長に届け出ること。
  - (2) 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。
  - (3) 給水施設の損傷等の有無及び状況等について、定期に点検を行うこと。
  - (4) 末端給水栓における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査並びに残留塩素の測定を定期に行うこと。  
また、その結果異常が判明したときは、直ちに保健所長に連絡してその指導を受けること。
  - (5) 水道法に定める水質検査を毎年1回以上定期に行うこと。
  - (6) 貯水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
  - (7) 給水施設は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。
- 2 保健所長は、次の各号に定める業務を行う。
- (1) 管理者に対して前項に規定するもののほか、衛生上必要な指導を行うこと。
  - (2) 小規模給水施設台帳を作成し、これを整理し、保管すること。
  - (3) 給水施設の衛生管理の向上を図るために、適宜現場調査を行うこと。
  - (4) 給水施設の衛生管理に関する住民の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図ること。

### (汚染事故発生時の措置)

第6条 管理者は、給水施設に汚染事故（以下「事故」という。）が発生し飲料水が汚染

されたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに保健所長に通報するとともに、次の各号の措置をとらなければならない。

- (1) 当該給水施設の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとること。
  - (2) 速やかに汚染の原因を除き、当該施設の復旧を図ること。
  - (3) 給水停止等の措置をとった場合は、代替水を確保すること。
  - (4) 当該施設が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確認してから、給水を開始すること。
- 2 保健所長は、給水施設に事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、次の各号の措置をとらなければならない。
- (1) 情報収集及び関係機関への連絡
    - ア 事故の内容を的確に把握すること。
    - イ 必要に応じて東京都水道局に連絡し、汚染調査、管理者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにすること。  
また、重大な事故であると判断した場合は、速やかに健康福祉部長に連絡し、協議すること。
  - (2) 汚染事故及び水質検査
    - ア 汚染調査  
当該施設の管理者（管理者不在の場合は関係者）の立会いのもとに、汚染の原因および経路を調査すること。
    - イ 水質検査  
汚染調査の結果、必要があると認めた場合は、水質検査を実施すること。
  - (3) 管理者に対する指導  
汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めた場合は、前項の規定に従って適切な措置をとるよう、当該施設の管理者を指導すること。
- 3 保健予防課長は、生活衛生課長から水質検査を依頼された場合は、速やかにこれを実施しなければならない。

（補 則）

第7条 この要綱の実施にあたり、健康福祉部長は必要に応じ細目を定めることができる。

付 則

- 1 この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。
- 2 「水道法適用外受水槽以下給水施設の汚染事故対策要綱」（昭和53年12月21日付53北衛保発第653号）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年11月26日から施行する。